

利用規約

つくばカーサ（以下、本施設といいます）のご利用に際し、下記の事項を厳守されますようご理解とご協力をお願い申し上げます。

第1条

本施設の運営・管理（会員資格の得喪変更、会費・諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む）は株式会社 VIVOT が行う。

第2条

本施設に入会できる方は、各要件を満たし、本施設の趣旨に賛同し本規約を承諾した方とする。また、本施設を利用いただけるのは、医師から運動を禁じられていない方とする。

暴力団構成員、会員の円滑なクラブ運営に支障を来す可能性がある方、その他本施設が不適当と認める方は、入会資格を認めない。また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会とする。

第3条

本施設に入会する方は所定の入会手続きを行い、本施設の承認を得た上、定める会費・入会諸費用をお支払いいただく。また、必要により医師の健康証明書の提出を求めることがある。入会する本人が未成年者の場合は、本人と保護者の連名で申込み手続きをお願いする。この場合保護者は、自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担するものとする。

第4条

本施設は、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、会員資格の一時停止または除名をすることができる。

1. 本施設の定める会費・諸費用につき、2ヶ月以上滞納したとき。（除名の場合も除名以前の会費・諸費用は全て納入していただく。）
2. 本施設の施設・機材を故意に毀損したとき。
3. 本規約、その他本施設が定める規則に違反したとき。
4. 本施設の名誉や信用を毀損、または秩序を乱したとき。
5. 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
6. 会員として品位を損なうと認められる非行があったとき。
7. 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
8. 本施設の合理的な指示・指導に従わないとき。
9. その他本施設が、社会通念に照らし、本施設会員としてふさわしくないと認めたとき。

第5条

会員は、本施設の定める会費等を所定の方法で支払う。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本施設が定めるものとする。（月会費は、会員が本施設の会員資格を有する限り、現実には本施設の施設を利用しない場合も支払い義務が発生する。）

第6条

会員は、各月の10日（10日が休館日の場合翌営業日）までに本施設が定めた変更手続きにより、翌月か

ら会員種類を変更することができる。10 日を過ぎた場合は、本施設の事務手続き上、翌々月扱いになる。

第7条

会員は、各月の 10 日（10 日が休館日の場合翌営業日）までに本施設の所定の退会手続きを済ませることにより、その月末限りで退会することができる。電話等口頭での退会は受け付けない。10 日を過ぎた場合は、本施設の事務手続き上、翌月末日扱いになる。

なお、本施設が退会届を受領しない限り会費支払義務は発生する。

第8条

本施設は会員が予約した教室、施設利用のキャンセルを受け付けない。また、いかなる理由があっても支払われた利用料の返還はしない。無断キャンセルは第4条第3項に該当し、繰り返されると会員資格停止、除名とすることがある。

第9条

本施設は、原則として別紙に表記する日を定休日及び季節休業とする。また、その定休日及び季節休業のほか、諸施設の補修、会場整備、その他本施設の都合により休業することがある。なお、休業に関してのお知らせは原則として 2 週間前までに告知、館内掲示する。ただし、施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合などの緊急事態が発生した場合には、あらかじめ掲示することなく一部または全部の施設を休業することができる。

第10条

本施設は、次の事由により本施設の一部または全部を閉鎖または臨時休業することがある。

1. 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本施設の業務遂行に支障があるとき。
2. 施設の改造または補修工事実施のとき。
3. 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
4. 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
5. その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。

第11条

1. 会員は、自己の責任と危険負担において、他の会員と協調して、本施設の施設を利用する。
2. 本施設は、会員が本施設の施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本施設の責めに帰すべき事由がない限り、責任を負わない。会員同士の本施設内外でのトラブルについても同様。
3. 会員は、本施設において、技量を超えた行為及び危険行為は行ってはならない。また、本施設の事前承諾なしに、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならない。

第12条

本施設は、本規約の改定及び変更、及び本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定できる。この場合、本施設は改定日の 1 ヶ月以上前までに施設内への掲示及び当社ホームページなどにて会員に告知する。

第13条

本規約は 2026 年 4 月 1 日より施行。